

小牧市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 3 号

小牧市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

小牧市児童福祉法施行細則（昭和６２年小牧市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条の１０中「、医療型児童発達支援（医療に）」を「（治療に）」に改める。

第１条の１４中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

別表第２備考第２号の（２）中「第２４項」を「第３４項」に改め、同表備考第６号の（２）中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成１７年法律第１２３号）」を加える。

様式第１（表）中

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者 保健福祉手 帳番号	
被保険者証の記 号及び番号（※）				保険者名及び番 号（※）	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

」

を

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者 保健福祉手 帳番号	
---------------	--	------------	--	-----------------------	--

」

に、

「

申請（届出）する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援	（障害児相談については、事業所名を記入）
	☐ 医療型児童発達支援	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 保育所等訪問支援	
	☐ 障害児相談支援	

」

を

「

申請（届出）する支援	支援の種類	申請（届出）に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援	（障害児相談については、事業所名を記入）
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 保育所等訪問支援	
	☐ 障害児相談支援	

」

に改める。

様式第 6 中「医療型児童発達支援を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所」を「児童発達支援のうち治療に係るものを受けようとするときは、この証に肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）」に改める。

様式第 9（表）中

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者 保健福祉手 帳番号	
被保険者証の記 号及び番号(※)				保険者名及び番 号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

」

を

「

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者 保健福祉手 帳番号	
---------------	--	------------	--	-----------------------	--

」

に、

「

変更を申請 (届出)する 支援	支援の種類	申請(届出)に係る具体的内容 (障害児相談については、事業 所名を記入)
	☐ 児童発達支援	
	☐ 医療型児童発達支援	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 保育所等訪問支援	
	☐ 障害児相談支援	

」

を

「

変更を申請(届出)する支援	支援の種類	申請（届出）に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援	(障害児相談については、事業所名を記入)
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 保育所等訪問支援	
	☐ 障害児相談支援	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の小牧市児童福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。